

平成24年1月10日

内閣総理大臣

野田 佳彦 様

東日本大震災に対処
するための要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東日本大震災に対処 するための要望書

震災発生からこれまで、国におかれましては、3次にわたる補正予算や平成24年度予算において復旧・復興予算を確保していただき大変感謝しております。

しかし、福島第一原発事故に伴う除染、汚染廃棄物の処理、観光業や農林水産業をはじめとする風評被害や健康不安への対応、被災地における生活の足としてのJRの復旧や高台移転をはじめとする各種基盤整備など、復旧・復興事業は膨大なものとなり、国の継続的な財政支援が是非とも必要であります。

また、被災自治体においては、通常事業の何倍もの事業を執行するための職員が絶対的に不足しており、復旧・復興事業を迅速かつ円滑に実施するためには、国の積極的な人的支援が求められております。

つきましては、国におかれましても、特に急を要する別添3項目について、支援措置を講じられますよう、要望いたします。

緊急要望項目

1 福島第一原発事故に伴う被害への対応等

(1) 汚染廃棄物に係る処理基準等

放射性物質を含む稲わら及び除染に伴い生じる土壌並びにこれらの焼却灰等の管理・処理、災害廃棄物の広域処理については、処理基準等を国民や受入自治体に分かりやすく広報・説明するなど、国民の不安を払拭するための適切な情報提供に努めるとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置については、国が迅速に責任を持って対応するなど、国が積極的に役割を果たすことを求めます。

(2) 汚染状況重点調査地域以外の測定・除染等

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域以外の地域における局所的に空間線量が高い箇所の測定・除染等に係る経費についても、県及び市町村に対して財政支援を行うよう求めます。

(3) 健康影響調査

放射線被ばくによる住民の健康影響調査については、その必要性、対象者、実施内容などについて、統一的な基準を明確に示し、必要があると認められた場合は、国の責任において調査を実施するとともに、国の統一的な基準にしたがって県や市町村が関連事業を実施する場合には、その経費を全額国が負担することを求めます。

さらに、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された市町村に対しては、住民の健康不安払拭のため、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上の区域における健康への影響について明確な見解を示すことを求めます。

(4) 風評被害に係る損害賠償等

福島第一原発事故による本県の観光等の風評被害については、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に賠償すべき対象として早急に明示することを求めます。また、県及び市町村が講じた事故被害対策に係る経費については、全額を国が早急に負担するよう求めるとともに、財政措置を行わない場合には、原子力損害の賠償の対象として指針に明示することを求めます。

(5) 自主的避難等に係る損害賠償

原子力損害賠償紛争審査会が損害賠償の対象として新たに認めた自主的避難等に係る損害については、福島県において認められた地域と放射線量が同程度である丸森町など本県南部地域等についても、その対象とするよう求めます。

2 被災したJR各線の早期復旧への支援

東日本大震災で被災したJR各線のうち被害の大きい5路線（常磐線、仙石線、石巻線、気仙沼線、大船渡線）については、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。

鉄道の災害復旧については国庫補助制度があるものの、経営が黒字基調である東日本旅客鉄道株式会社については対象外となります。

しかしながら、鉄道路線のルート変更や高盛土工法などが必要な場合には、現状での復旧に比べ事業費が大幅に増加し、東日本旅客鉄道株式会社にとって相当の負担増となることから、同社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費については、地元自治体の早期復興のためにも国が全額を支援するよう求めます。

3 復旧・復興に要する人的支援の拡大

現在、本県及び被災市町においては、国や全国の自治体からの人的支援を得て、復旧・復興対策に全力で取り組んでいるところであります。

国の平成23年度第3次補正予算及び関連法が成立し、今般、平成24年度予算案において東日本大震災関係予算が確保されたことから、復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画などを早急に策定し、復興事業を本格化していくこととなります。

しかしながら、本県をはじめ、特に被災市町においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業の実施を求められることになり、現在の人員体制では、事業の推進が極めて厳しいことが見込まれます。

については、土木技術職員をはじめとする現場で実務を担当する職員の更なる確保が必要不可欠な状況にありますことから、東日本大震災復興対策本部におかれては、国家公務員及び全国の自治体からのより一層の人的支援について推進・強化されるよう求めます。